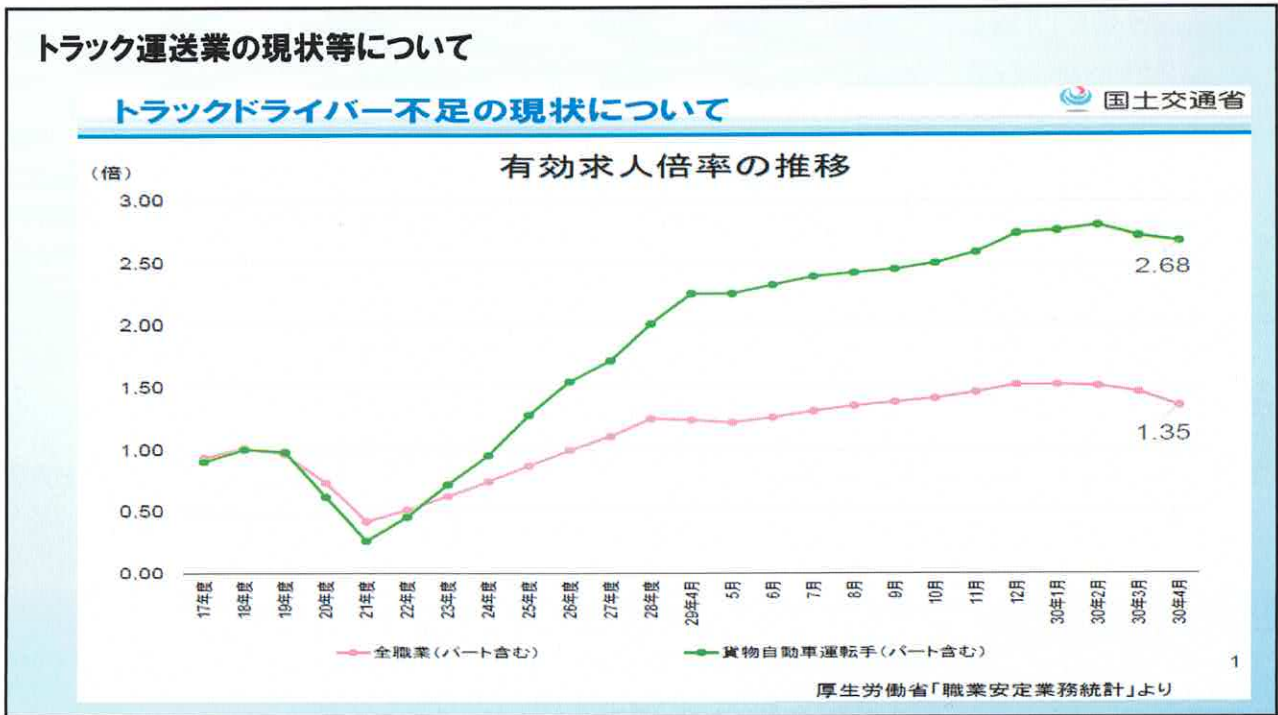




1

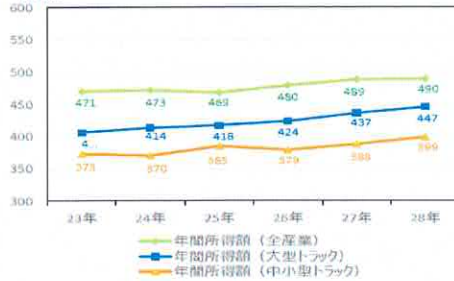


2

トラックドライバーの労働条件①

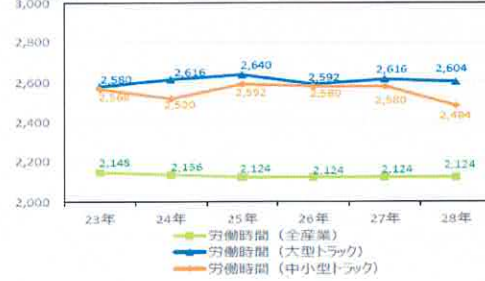
▶トラックドライバーは、全産業と比較して低賃金・長時間労働
→人手不足の解消に向けては、**労働条件の改善が不可欠**。

【年間所得額の推移】（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）
（万円）



トラックドライバーの年間所得額は、全産業平均と比較して、大型トラック運転者で約1割低く、中小型トラック運転者で約2割低い。

【年間労働時間の推移】（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）
（時間）



トラックドライバーの年間労働時間は、全産業平均と比較して、大型トラック運転者で約1.22倍、中小型トラック運転者で約1.16倍。

3

●労働時間のルール「改善基準告示」

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・1日 原則13時間以内 最大16時間以内(15時間超えは1週間2回以内) ・1か月 293時間以内 ※荷待ち時間や荷役作業の時間も拘束時間に含まれる
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続8時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・2日平均で、1日あたり9時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり44時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・4時間を超えないこと (30分以上の休憩等の確保(1回10分以上で分割可))

5

4

行政処分の強化等①

自動車運送事業の運転者は、全職業平均と比較して労働時間が約1～2割長く、長時間労働の是正や過労の防止は重要な課題となっている。
 このため、昨年8月28日に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「直ちに取り組む施策」においても、行政処分の強化を行う方針が示されたことを踏まえ、今般、過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引上げを行うなど、行政処分等の基準について所要の改正を行った。
 (平成30年3月30日改正)

○過労防止関連違反に係る行政処分の処分量定に引き上げ (トラック、バス、タクシー) 平成30年7月1日施行

《現行》初違反

- ▷ 乗務時間等告示遵守違反
 (安全規則第3条)(運輸規則第21条)
 ・未遵守5件以下 警告
 ・未遵守6件以上15件以下 10日車
 ・未遵守16件以上 20日車
 ・未遵守31件以上3名以上等 30日事業停止
- ▷ 健康状態の把握義務違反
 (安全規則第3条)(運輸規則第21条)
 ・把握不適切50%未満 警告
 ・把握不適切50%以上 10日車
- ▷ 社会保険等未加入
 (事業法第25条)(運送法第30条)
 ・一部未加入 10日車
 ・全部未加入 20日車

《改正》初違反

- ▷ 乗務時間等告示遵守違反
 月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、左記の《現行》に加え、別に件数を計上し、以下のとおり処分日車数を加算。
 ・未遵守1件 10日車
 ・未遵守2件以上 20日車
 ・月の拘束時間(トラック)
 >293時間以内(労使協定320時間)
 ・休日労働
 >2週間に1回まで
- ▷ 疾病、疲労等のおそれのある乗務
 ・健康診断未受診者 1名 警告
 ・健康診断未受診者 2名 20日車
 ・健康診断未受診者 3名以上 40日車
- ▷ 社会保険等未加入
 ・未加入 1名 警告
 ・未加入 2名 20日車
 ・未加入 3名以上 40日車
 ・健康保険
 ・厚生年金保険
 ・労働者災害補償保険
 ・雇用保険

その他処分量定の改正

・記録の改ざん・不実記載のような労働時間を管理する点で問題がある事項及び虚偽届出については処分を強化する。
 ・喫煙類の「全て保存なし」については、「全て記録なし」と同じ処分量定に統一する。等

行政処分の強化等②

○行政処分により使用を停止させる車両数の割合を最大5割に引き上げ (トラック) 平成30年7月1日施行

《現行》

処分日車数	配置車両数(台)			
	1～10	11～30	31～60	61～100
～30日車	1	1	1	1
31～60	1	2	2	3
61～100	1	2	3	5
101～300	2	3	5	8
301日車～	3	3	5	10

※車両停止は営業所毎に行う
 例えば、処分150日車のとき、営業所当たり、配置車両数5両の場合は、車両停止 2両×75日
 10両の場合は、車両停止 2両×75日
 100両の場合は、車両停止 7両×18日、1両×24日

《改正》

使用停止車両割合を全車両の最大5割に引き上げ

処分日車数「X」	配置車両数			
	～10両	11～20両	21～30両	31両～
～10日車	1	1	1	1
11～30日車	1	2	2	2
31～60日車	1	2	3	3
61～80日車	2「Y」	3「Y」	4「Y」	5
81日車～	Y+(X-80)÷10			

※配置車両数が「31両～」の場合、「Y」は「8」とする。
 例えば、処分150日車のとき、営業所当たり、配置車両数5両の場合は、車両停止 2両 (×75日)
 10両の場合は、車両停止 5両 (×30日)
 100両の場合は、車両停止 15両 (×10日)

○その他(トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置) 平成30年10月1日開始

適正化実施機関による巡回指導において、①総合評価が著しく悪い事業者、②新規参入後の総合評価が継続して悪い事業者、③健康診断受診や社会保険加入等の基本項目が継続して不適切である事業者、に対して重点的に監査を実施します。

自動車運送事業における時間外労働規制の見直し

- 今般、総理、関係官僚及び有識者から構成される「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」が策定され(平成29年3月28日)、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、**自動車の運転業務についても、改正法施行の5年後に、年960時間(=月平均80時間以内)の上限規制を適用することとなった。**
- 自動車の運転業務についての見直しにあたってのポイントは以下のとおり。
 - ①十分な猶予期間の設定 ②段階的实施(年960時間以内の規制で適用開始。将来的には一般則の適用を目指す。)
 - ③長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定)
原則	≪労働基準法で法定≫ (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害復旧や大震災の除雪など、避けることができない事由により臨時的必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労働法23条)	≪同左≫
36協定の限度	≪厚生労働大臣告示・強制力なし≫ (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別事項) (2) ・自動車の運転業務は、(1)の適用を除外 ・別途、改善基準告示により、拘束時間等の上限を規定(貨物自動車運送事業法、道路運送法に基づく行政処分の対象)	≪労働基準法改正により法定・罰則付き≫ (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・特別事項でも上回ることも出来ない年間労働時間を設定 ① 年720時間(月平均60時間) ② 年720時間の範囲内で、 一時的に業務量が増加する場合にも 上回ることも出来ない上限を設定 a. 2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内 b. 単月100時間未満 c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 (2) 自動車の運転業務の取り扱い ・旅行後5年間 現行制度を適用(改善基準告示により指導、違反があれば処分) ・ 旅行後5年以降 年960時間(月平均80時間) ・将来的には、一般則の適用を目指す
ポイント3	ポイント1	ポイント2

※関係省庁横断的な検討の場を設け、生産性の向上、多様な人材の確保・育成等の長時間労働是正の環境整備のための行動計画を策定・実施

8

7

■平成13年国土交通省告示第1366号に沿った内容

『X I. 健康管理の重要性!』・・・ **良い生活習慣、良い健康状態で働こう!**

「プロドライバーの仕事は、心身の疲労を生みやすい」という指摘がされており、健康起因事故を回避するためにも、プロドライバーの皆さん一人一人が健康管理をしっかり行い、疾病予防に努めることが重要!

- (1) プロドライバーの健康起因事故は、近年増加傾向にある
- (2) 健康起因事故発生のメカニズムを知り、予防を心掛ける
- (3) 基本的には、良い生活習慣を実践する必要がある
- (4) 健康の悪化が感じられた場合は、改善策を実践する
- (5) 心身に異変が感じられた場合は運行管理者に相談する

昨年、1月~2月の事故発生速報で健康起因事故件数(トラック)、関東圏で2件発生!

8



9



10

交差点でトラック3台衝突 運転手が一時車内に閉じ込め 東京・足立区



11月4日（木）午前9時30分ころ、足立区内で、赤信号で停車中の自家用中型貨物業務に事業用中型貨物が衝突。

11

過労死等防止計画 緊急対策取り組みチェックリスト

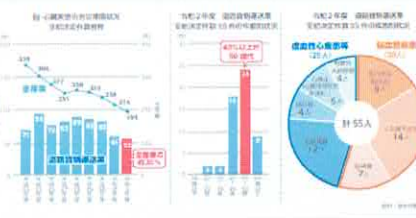
- 1 従業員全員が定期健康診断を受診している。
 ▶ 未だ受診していない従業員に、受診するよう指示をし、業務の調整を行うべきである。
- 2 定期健康診断結果の分析を徹底している。
 ▶ 結果の分析を継続的に行うのは、悪化を防ぐため、健康診断の結果を分析し、その結果、人事の調整を行うなど、緊急の対応が必要。
- 3 業務内容は仕事量の増減、急増減等、監視している。
 ▶ 最も危険な業務内容の表となる高負荷の業務には、適宜削減や変更を、3年以内に行われたい。ドライバーの健康状態を把握しよう。
- 4 業務内容について、ドライバーから業務の負担軽減を聞き取り、それを実施している。また、担当業務内容には定期的改善を推進している。
 ▶ 負担軽減は高負荷ドライバーや高齢ドライバー等には、積極的に取り組んでほしい。
- 5 ドライバーに「セルフケアチェックシート」を普及し、ドライバーは運行前に4項目の体調（健康状態）をチェックし、記録している。
 ▶ ドライバー自身が行う「セルフケアチェックシート」などは、運行前や運行中の体調確認に活用しよう。
- 6 健康診断の無いドライバーは少ない。
 ▶ 高血圧や糖尿病など超過100時間未満とする。
 ▶ 改善策を実施する。
 ▶ 日々の業務ができるだけ短縮できるように配慮する。

今すぐ取り組もう！緊急対策

トラック運送業界の過労死等防止計画



厚生労働省が公表した令和2年度「過労死等の発生状況」によると、最も危険地帯による発生状況は、請求件数、及び発生件数ともに【過労死発生数】（業務時間外）が「ワースト1」と、各業種の中で最も多く過労死発生を認めています。しかも、業務時間外【過労死発生数】で公表されたようになった平成27年度（2015年度）から、ほぼ連続です。トラック運送業界は、近年、ドライバーの高齢化に加え、深刻な人手不足問題となっています。有るドライバーが健康に良く働くことができ、新しい人材がこの業界で働きたいと思える環境を整えるためにも、定光労働時間の取り締まり強化等の課題であることを認識し、業界全体が一丸となって「過労死等防止計画」に取り組まなければなりません。



12

過労死等防止計画『緊急対策』の取り組み方

過労死等の発生が深刻化の一途を辿る事態を受け、全労協では「過労死等防止計画」を平成30年3月に策定しました。此計画では、労働時間を適切に管理し、長時間労働を抑制するとともに、健康増進対策を強化することを中心とした対策を掲げ、脳・心臓疾患による過労死等の発生を令和4（2022）年度までに20%削減すること等を目標に取り組みの歩みを進めています。

しかしながら、同計画策定の期間には、奇災等による過労死等発生が相次ぎ、健康増進の取組が十分に進んでいない現状もみられます。そこで、今すぐ取り組むべき「緊急対策」について、取り組み方を示したリーフレットを作成しました。健康増進対策を中心としたこの「緊急対策」は、主としてトラック運転手等が最も実行することにより、脳・心臓疾患による過労死等の発生を抑制します。



トラック運転手等が最も実行すべき緊急対策

緊急対策

緊急対策① 健康管理 ～ハイリスクドライバーの発見～

過労死等（脳・心臓疾患）の発症には健康状態が重要な役割を果たすことが知られており、健康診断の結果が正常でないドライバーの健康状態を把握する。

- 健康診断の遵守（100%実施）**
健康診断は労働安全衛生法で義務づけられ、貨物自動車運送事業法等では、過労死等の発生防止対策として定められています。
- 健康診断のフォローアップの仕組みを整える**
健康診断の結果が異常であったり、放置すべき結果を提示した場合は、過労死等の発生防止対策として定められています。
- 健康状態の悪いハイリスクドライバーの発見に努める**
健康診断の結果、異常、軽微、異常なしのうち、まずは4項目が異常を呈する場合は、即時対応が必要とされているドライバーを発見（ヒットアップ）しましょう。



緊急対策② 就労措置と運行管理 ～ハイリスクドライバーに対する配慮～

健康診断の結果と健康上の措置を勘案しながら、必要に応じて配慮を行うとともに、健康状態の悪くないドライバーが運行を継続する場合は、事業者は当該ドライバーに対し、重点的に以下のような運行管理をすすめる。

- 出勤、就業時間の上限を100時間未満とする**
過労死等の発生を防止するために、出勤時間（就業）時間の上限を90時間を超えない範囲で設定し、必要に応じて調整を行う。
- 出勤準備表示を遵守する**
乗務員自身の健康状態が数分間以上となるようにし、少なくとも2回以上、乗務準備が整った状態で長時間以上の長時間運転を確保するように努めよう。
- 日々の勤務が可能な範囲になるように配慮する**
勤務のハイリスクに当たる場合は、出勤を、さらに出勤と乗務準備が口づけに実施するよう十分な時間を確保できるように努めよう。



緊急対策③ 点検における健康管理の推進 ～点検を有効活用～

- 乗務員および乗務員に対してドライバーの負担を軽減し、記録を記録し、記録する。
- 乗務員に対して、ドライバーから乗務員の健康状態を申告させ、それを記録する。乗務員に対して、健康改善を指導する。
- ドライバーにセルフチェックシートを提示し、ドライバーは運行前に体調（健康状態）をチェックし、記録する。
- ドライバーの自己申告およびセルフチェックシートや血圧などバイタルサインの測定結果を参考に運行可否を判断する。

全労協による健康増進対策

全労協は、過労死等防止対策の推進を図るため、脳・心臓疾患の発症を予防するための健康診断の普及を促進するため、乗務員向けに健康診断に関するリーフレットを作成し、乗務員向けに配布しています。また、乗務員向けに健康診断の結果を把握するための仕組みを整えるためのリーフレットを作成し、乗務員向けに配布しています。

過労死等防止計画の策定と実施

全労協は、過労死等防止計画の策定と実施を促進するため、乗務員向けに健康診断に関するリーフレットを作成し、乗務員向けに配布しています。また、乗務員向けに健康診断の結果を把握するための仕組みを整えるためのリーフレットを作成し、乗務員向けに配布しています。

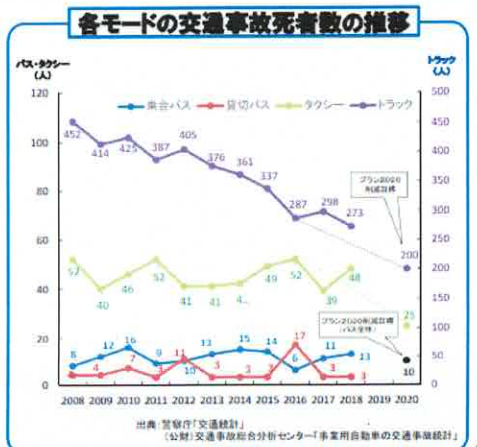
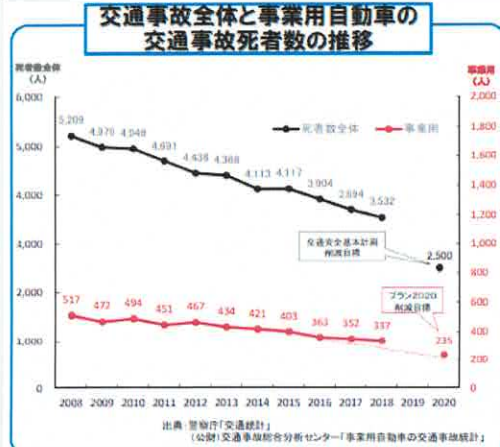
交通事故死者数の推移

○2018年中に発生した交通事故全体の死者数は**3,532**人であり、そのうち、事業用自動車の交通事故死者数は**337**人となっている。

○交通事故全体の死者数、事業用自動車の交通事故死者数とも、**減少傾向で推移しているが、減少率の低下が見られる。**

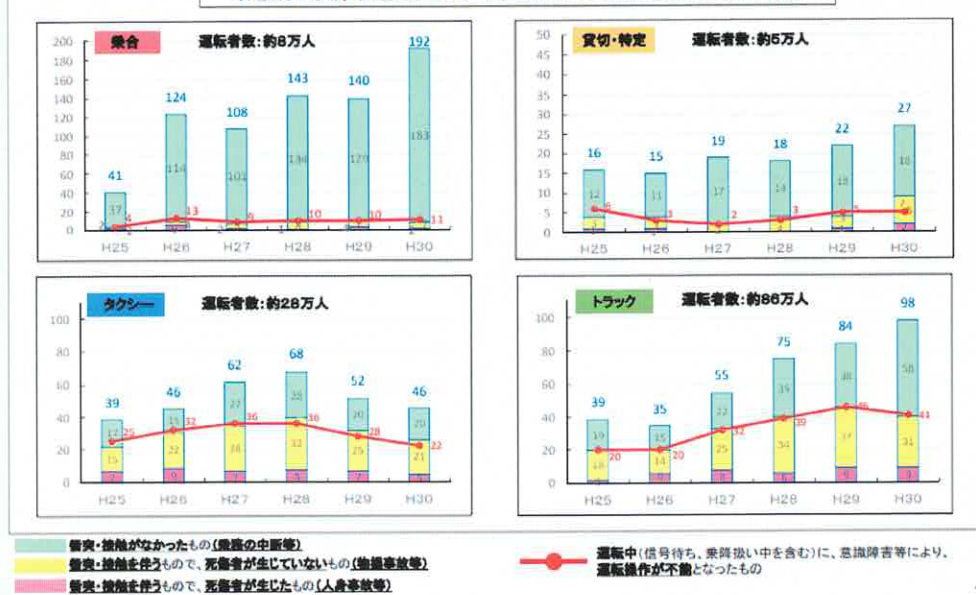
○2018年の各モードの交通事故死者数は、**トラックは前年に比べ減少、タクシー、乗合バスは増加している。**

※貸切バスは2012年、2016年の数値が、それぞれ、開越高速ツアーバス事故、軽井沢スキーバス事故により大きくなっている。



■ 運転者の健康状態に起因する事故報告の推移

業態別の健康状態に起因する事故報告件数(報告内容毎の件数)



10

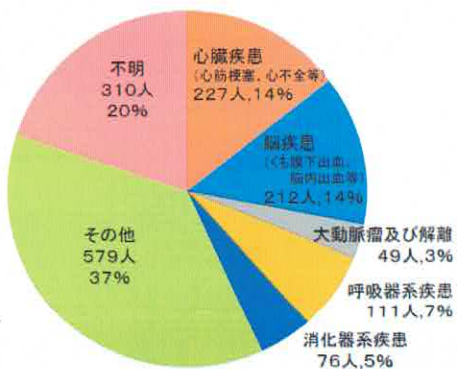
15

■ 健康起因事故の疾病別の内訳 (2013年～2018年)

○過去6年間で健康起因事故を起こした運転者1,564人のうち心臓疾患、脳疾患、大動脈瘤及び解離が31%を占める。
 ○うち、死亡した運転者267人の疾病別内訳は、心臓疾患が53%、脳疾患が13%、大動脈瘤及び解離が13%を占める。

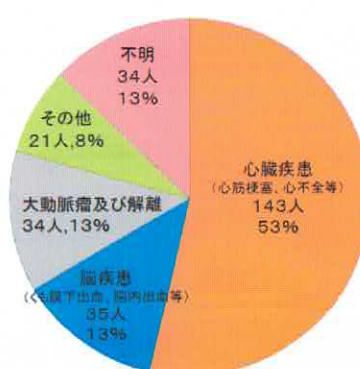
健康起因事故を起こした運転者の疾病別内訳
(平成25～30年)

計1,564人



健康起因により死亡した運転者の疾病別内訳
(平成25～30年)

計267人



11

16

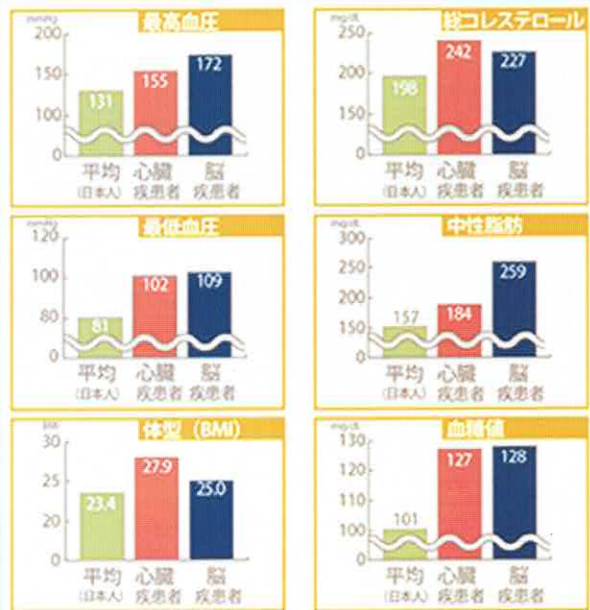
■健康起因事故を起こしたドライバーは、血圧等の健康指標の数値が悪い

健康起因事故及び居眠り運転事故が発生した事業者へのアンケート調査(国土交通省中部運輸局管内)によると、健康起因事故を起こしたドライバーは日本人の平均に比べ、一般的な健康指標の数値が悪い傾向にあります(図2)。脳疾患は血圧や中性脂肪、心臓疾患は総コレステロールの数値が目立ちます。

自覚症状がないまま放置していると、時間経過とともに高血圧や高血糖で血管が傷ついたり、血管に徐々に脂が溜まって血液の流れが悪くなったりして、運転中に脳出血や心筋梗塞、大動脈瘤等が突然発症する可能性があります。

図2：健康起因事故を起こしたドライバーと日本人の平均の、健康指標の比較

- 出典：国土交通省自動車局 平成26年4月改訂「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」より



17

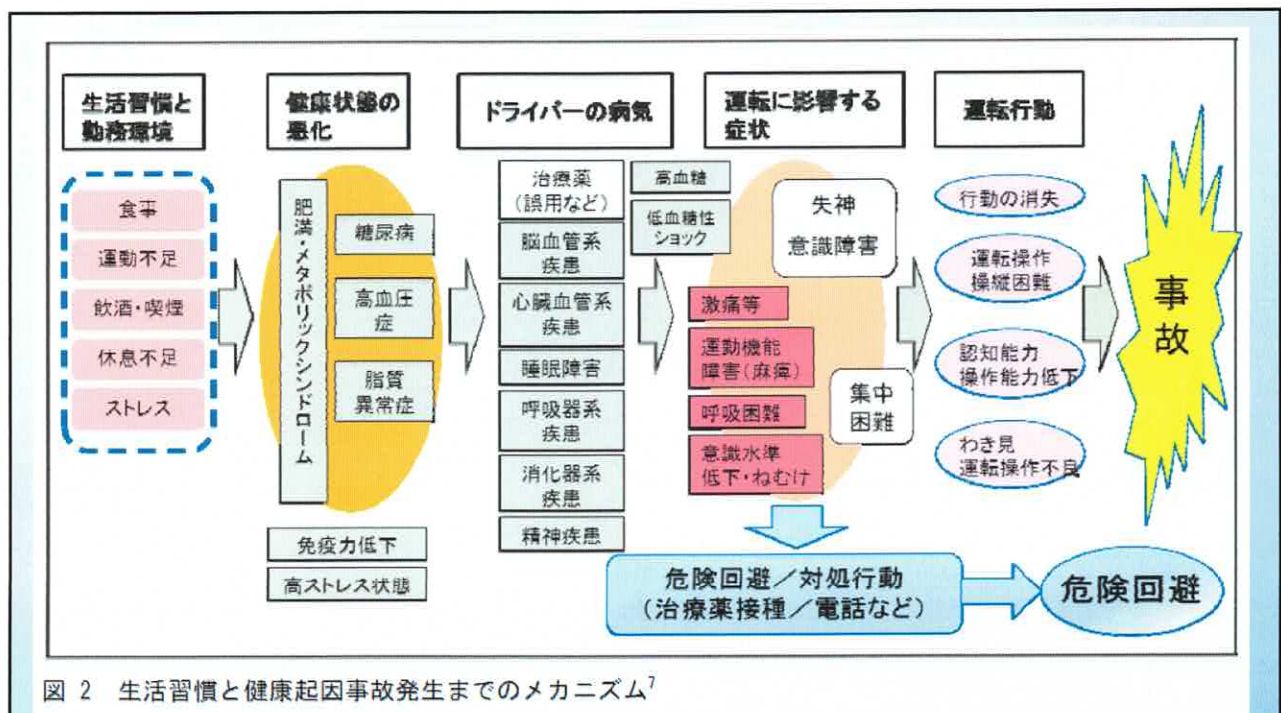


図2 生活習慣と健康起因事故発生までのメカニズム⁷

18

■健康管理マニュアルにおいて推奨しているスクリーニング検査

- 事業用自動車の運転者の「健康管理マニュアル」(平成22年7月策定、平成26年4月改訂)において、脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等の主要疾病に関するスクリーニング検査について受診を推奨。
- また、業界団体においても、脳血管疾患や心臓疾患、睡眠時無呼吸症候群(SAS)などの主要疾病のスクリーニング検査の受診に対する補助を実施。

人間ドック

- ◆ 生活習慣病の予防や疾病の早期把握などを目的とした総合的な健康診断



脳健診

- ◆ MRIやMRA、CTなどの画像検査により、無症状又は未発達の脳血管疾患を発見
- ◆ MRIとMRAの2項目だけを行う簡易検査もある



MRI検査



脳MRI画像



脳MRA画像

SASに関する検査

- ◆ 睡眠時の血中酸素量や呼吸数をモニタリングし、SASの早期発見に寄与する



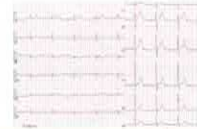
パルスオキシメトリ検査



フローセンサ検査

心臓疾患に関する検査

- ◆ ホルター心電図検査等を含む必要な心電図検査の受診を推奨



15

19

■運転中に体調不良になったら、運転を中止しましょう

運転中に体調不良になった場合は、車を駐車場などの安全な場所へ移動して休憩しましょう。体調が回復しない場合は、運転代行を頼むなどして、運転を中止しましょう。体調が悪化した場合は、迷わずに救急隊(119番)を呼びましょう。

同乗者が無く救急隊を呼べる状態ではないという場合は、頭や肩などでクラクションを鳴らし続け、周囲に助けを呼びましょう。



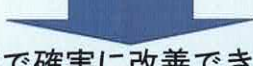
20

■厚生労働省「スマート・ライフ・プロジェクト」が積極的に取り組む！
スマート・ライフ・プロジェクトとは？

近年、疾病全体に占めるがんや心疾患などの「生活習慣病」の割合が増加し、
 実に国民の約6割がそれで亡くなっているという事実



一方で平均寿命は国際的にも高く、世界でも有数の長寿国。そうした良い面ばかりに焦点が当たりがちですが、一方で、寿命が延びても医療や介護を必要とする人が増えているという側面も持ち合わせているのが現実です



この事は運動や食生活、禁煙で確実に改善できることもわかっています。そこで、運動・食生活・禁煙により、単なる長寿でなく、より長く、健康で自立した生活を送ることができる



「健康寿命」を延ばそう

21

Smart Walkで健康寿命をのばしましょう。

→ 例えば、毎日10分の運動を。
運動時、苦しくない程度のはや歩き、それは、立派な運動になります。1日に10分間の運動習慣で健康寿命を延ばしましょう。

Smart Eatで健康寿命をのばしましょう。

→ 例えば、1日プラス100gの野菜を。
日本人は1日250gの野菜を採っています。1日にあと+100gの野菜を食べること、朝食をしっかり食べることで健康寿命を延ばしましょう。

Smart Breathで健康寿命をのばしましょう。

→ 例えば、禁煙の促進。
タバコを吸うことは健康を損なうだけでなく、肌の美しさや若々しさを失うことにも繋がります。タバコをやめて健康寿命を延ばしましょう。

Smart Life Project
 健康寿命をのばしましょう。

【運動】

- 運動習慣をつけるために
- 週末なら、合計40分ランナー
- 打ちっぱなし15分
- 毎日10分間のラジオ体操
- ひと駅歩きましょうか？
- 3曲分、歩きましょう

【食生活】

- 野菜不足を解消するために
- 温野菜なら不足100gも食べやすい
- 野菜不足はあとトマト半分
- 朝食習慣をつけるために
- 朝カフェで、1日を始めましょう

【禁煙】

- 禁煙を促すために
- タバコは美しさをこわします

有害物質を含む煙を体内に吸い込むことで、害が体内に蓄積。明らかに肌や体内の年齢、若々しさや美しさに悪影響です。キレイでいるためにやめませんか？

22

■健康管理の重要性（まとめ）

- 事業者・・・『疾病・疲労等による乗務』させた場合



- 就業上における判断・対処 → 義務違反 → 行政処分対象
- ・（初犯・・・80日車、再発の場合160日車の車両停止！）

緊張感を持って、今日も安全運転励行！

【新型コロナウイルス感染症を広げないためにも、下記の事を継続していきましょう！】

△3つの密を避けましょう！

- ①換気の悪い密閉空間、
- ②多数が集まる密集場所、
- ③間近で会話や発声をする密接場面

△手洗い・手指消毒、マスクの着用

- ①2m(最低1m)の身体的距離が大事！
- ②適度な換気も重要です！



23

ご清聴ありがとうございました。

足立支部サポート倶楽部

24